

<自然災害からの復旧・復興工事安全衛生活動に係る現場指導者・管理監督者等に対する安全衛生教育のお知らせ！>

－自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内－

1. 事業目的

近年、日本各地で地震、豪雨、台風等の自然災害が連続して発生しており、その復旧・復興が大きな課題となっています。また、大規模自然災害の復旧現場は作業環境や条件が厳しい上に、さらに複数の工種、建設機械による輻輳した作業が行われるため労働災害の発生が危惧されるところです。

建設業労働災害防止協会では、これまで東日本大震災等に係る復旧・復興工事の安全衛生確保支援事業を実施してきました。これらの取組を通じて蓄積された安全衛生確保に関するスキル・ノウハウ等が指導員の教育支援等を通じて各支部の災害関連工事等において有効に活用され、自然災害に関する復旧・復興工事、防災・減災工事等（以下「自然災害関連工事」という。）における労働災害防止対策の一層の向上・徹底を図ることを目的とします。

2. 事業の対象

自然災害関連工事に従事する地場の中小事業者及びその労働者の皆様を重点対象としますが、自然災害関連工事に従事することが見込まれる建設業に不慣れな新規参入者、再教育が必要な労働者、専門工事業者の安全衛生管理の責任者、総合工事業者の管理監督者等のほか、発注機関の施工担当者等についても、自然災害関連工事の安全衛生対策を担うものとして対象とします。

3. 実施内容

(1) 安全衛生専門家（以下「指導員」という。）による現場指導

（例）自然災害関連工事における現場パトロール（助言、指導等）

(2) 指導員による新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援

（例）基礎的教育（90分程度）：現場経験の浅い方、再教育が必要な方々

- ・建設現場の仕事と安全衛生
- ・労働災害とその防止対策など
- ・ワンポイント安全衛生教育

（例）管理監督者向け教育（120分程度）：現場の管理監督的な立場の方々

- ・総括安全衛生管理とは
- ・管理監督者の役割と責務など

※ なお、この安全衛生教育は CPDS、CPD の付与予定です。

4. 実施方法

支部支援センターの指導員が自然災害関連工事の現地訪問により、現場指導や安全衛生教育等を行います。当日、安全衛生教育に用いるテキスト等を配布しますが、指導員の交通費等の経費、テキスト代等の費用はかかりません。全て、無料です。また、安全衛生教育を希望される場合で、現場等に会場が無いときはその都度、ご相談ください。

5. その他

- 受付期間は、令和6年2月中旬まで（予定）とします。
- ご要望に応じて「事業実施証明書」を発行します。
- お問い合わせ先：自然災害関連工事京都安全衛生支援センター

TEL：075-231-6587 担当：濱川、後田